

伊勢市農業委員会 第230回 総会議事録

日 時	令和7年2月14日（金） 13時55分～14時51分
場 所	御薗公民館 2F 講堂
出席委員	18名 1番 中川 亜沙美 2番 森 美江 3番 橋本 博行 4番 山添 久憲 5番 金森 克實 6番 南平 博哉 7番 中山 隆文 8番 中西 重喜 9番 松野 武史 10番 濱口 節生 11番 澤村 元弘 12番 森川 正弘 13番 中西 善夫 14番 森 義孝 15番 松岡 壯次 16番 出口 勝信 18番 奥野 隆史 19番 大西 正義
欠席委員	1名 17番 中西 正夫
総会出席職員	農業委員会事務局 西村 明裕（局長） 中野 雅之（係長） 上野 結女（会計年度任用職員） 農林水産課 小森 珠代（会計年度任用職員）
会議録署名者	1番 中川 亜沙美 16番 出口 勝信
付議事項	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第4号 非農地証明願について 議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）
報告事項	1. 農用地利用集積計画の中途解約について 2. 農業用施設用地の転用制限の例外規定届出書について 3. 農地利用変更届出書について 4. その他

議 長	定刻より少し早いですが、ただいまから、伊勢市農業委員会第230回総会を開会いたします。 本日の出席者は<u>18</u>名であり、在任委員の過半数を超えております。 よって、会議は成立をいたしております。 本日の会議録署名者につきましては、慣例によりまして、議長より指名させていただいて、ご異議ございませんか。 (異議なしの声多数あり) ご異議なしということでございますので、 1 番の中川 亜沙美 さん 16 番の出口 勝信 さん のご両名をお願いいたします。 それでは審議に入りたいと思います。事務局お願いします。
局 長	それでは付議事項につきまして提案させていただきます。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第4号 非農地証明願について 議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案) 以上5件でございます。よろしくをお願いいたします。
議 長	それでは議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。
係 長	では、初めに本日配布しました資料等を確認させていただきます。 写真資料と地図及び正誤表、たよりの原稿、来年度の予定を配布いたしました。不足のある方は挙手をお願いいたします。 それでは、ご説明をさせていただきます。1 ページをお願いします。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。件数は4件、田が4筆3,845㎡、畑が3筆2,827㎡の計7筆6,672㎡でございます。

次のページをお願いします。

内訳といたしましては、全て所有権移転でございます。詳細についてご説明申し上げます。

それでは1－1ページをご覧ください。

1番、こちらは売買でございます。受人は大湊町の畑1筆を譲り受けたいとの申請でございます。申請地は大湊町地内 湊橋より南東へ130mに位置する農業振興地域内 農用地区域外農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。稼働人員は2名でございます。

2番、こちらでも売買でございます。受人は楠部町の田1筆を譲り受けたいとの申請でございます。申請地は楠部町地内 イオン伊勢店より東へ60mに位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は2名でございます。

3番、こちらは贈与でございます。受人は、楠部町の田3筆を譲り受けたいとの申請でございます。申請地は楠部町地内 おかげバス楠部団地前停留所より西へ220mに位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。稼働人員は1名でございます。

4番、こちらは売買でございます。受人は御菌町上條の畑2筆を譲り受けたいとの申請でございます。申請地は御菌町上條地内に点在する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は1名でございます。

現地調査の際に、駐車場への無断転用の恐れがある農地を確認した1番については、受人から聞き取りを行いました。自身が経営する不動産会社で宅地を駐車場にしたが、自身が所有する農地は既に整地されていた状態であり、3条取得の際に提出した営農計画書に基づき農地へ復旧し、最終的には畑土を入れ、きちんと耕作することであり、地元自治会とも連携し、農地の適正管理に協力していることから、事務局において適正であると判断いたしました。そして、他の取得した農地に関しては、抜根をしていたり、畑土を入れていたりと農

議 長	次ページ（２－１）をご覧ください。 １番、申請者は西豊浜町の畑２筆について、農業用倉庫１棟 建築面積 199.01 ㎡と作業スペース及び駐車場としたいとの申請にございます。申請地は西豊浜町地内 国道２３号 西豊浜町２交差点より北東へ 330mに位置する農用地区域内農地でございます。本申請は農用地区域内農地ですので、転用は原則不可ですが、農地法第４条第６項ただし書に「農業用施設用地として用途区分が行われている農地で農業用施設を建築する場合」に該当することから、不許可の例外に該当します。現地調査の結果、耕作地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除として離隔を行うすることとでございます。当該申請地は、令和７年２月１４日に伊勢市農業振興地域整備計画の農用地利用計画について用途区分変更の公告がなされたことを担当部署に確認しております。 議案第２号の説明は、以上でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、資金面からも転用確実に転用やむをえないものと判断しておりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。 事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらどうぞ。 （異議なしの声あり） ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、２号議案を承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 （異議なしの声多数あり） 異議なしということでございますので、議案第２号の農地法第４条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。 続きまして議案第３号 農地法第５条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。
-----	--

係 長	3 ページをお願いします。 議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」でございます。件数は 9 件、内訳といたしまして、田が 1 筆 430 m²、畑が 14 筆 8,870 m²の 計 15 筆 9,300 m²でございます。詳細についてご説明申し上げます。 次ページ（3－1）をご覧ください。 1 番、こちらは使用貸借でございます。義父名義の一之木 4 丁目の田 1 筆を借り受けて、隣接する宅地 2 筆計 139.26 m²も併せて借用して一体利用し、住宅平屋建て 1 棟 建築面積 121.73 m²と倉庫 50.96 m²及び資材置き場と通路としたいとの申請にございます。申請地は一之木 4 丁目地内 一之木北公園より北へ 30m に位置する第 3 種農地でございます。本申請につきましては、貸人が左官業を営むため、倉庫と資材置き場（設置時期不明）として使用していた旨の始末書が添付されております。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので、現況地目は棒線表記となります。建ぺい率は 31%、排水は東側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。 2 番、こちらは売買でございます。受人である名張市鴻之台 4 0 番町で太陽光発電による売電事業等を営む株式会社平安コーポレーション 代表取締役 月成陽一さんが、佐八町の畑 4 筆を譲り受けて、太陽光発電施設 設置面積計 407.51 m²としたいとの申請にございます。申請地は佐八町地内 市立佐八小学校より北西へ 60m に位置する第 2 種農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてフェンスを設置するとのことでございます。そして、本案件は、埋蔵文化財包蔵地内であるため届出等の手続きが必要となる、文化財保護法第 9 3 条に基づく案件に該当するものでございます。この場合、県教育委員会からの工事着工許可がないと許可できません。しかしながら、担当部署に確認したところ、令和 6 年 10 月 11 日に発掘届が提出され、11 月 19 日に県教育委員会から工事着工許可の通知が交付されたとのことでした。 3 番、こちらは売買でございます。受人である磯町で不動産業等を営む株式会社アンジュー 代表取締役 荒木孝行さんと代表取締役個人が磯町の畑 2 筆（現況・田）を譲り受けて、隣接する公衆用道路 1 筆 4.18 m²の払い下げ分とあわせて一体利用し、共同住宅 1 棟 建築面積 204.32 m²と個人の住宅 2 階
------------	---

建て1棟 建築面積 128.00 m²としたいとの申請にございます。申請地は小俣町元町地内 近鉄小俣駅より北東へ130mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、遊休農地【1471】と荒廃農地【1472】と判断されました。排水は南側既設下水道へ放流し、被害防除としてコンクリートブロックと擁壁を設置することとでございます。そして本案件は、転用面積が1,000 m²を超えるものでもありますことから、都市計画法第29条に基づく開発案件にも該当するものでございます。お認めいただきましたら、再度許可を保留して開発許可日と同日付で許可したいものでございます。

4番、こちらは使用貸借でございます。父親名義の上地町の畑1筆を借り受けて、住宅平屋建て1棟 建築面積 109.25 m²としたいとの申請にございます。申請地は上地町地内 伊勢市城田支所より北東へ300mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。建ぺい率は23%、排水は合併浄化槽をへて南側既設道路側溝へ放流し、被害防除としてコンクリートブロックを設置することとでございます。

5番、こちらは賃貸借でございます。受人である上地町で建設業等を営む株式会社 I KM工業 代表取締役 中村輝美さんが、上地町の畑1筆を賃貸借により借り受けて、駐車場8台分としたいとの申請にございます。申請地は上地町地内 三交バス 湯田野停留所より北東へ50mに位置する第1種農地でございます。本申請地は第1種農地ですので、転用は原則不可ですが、農地法施行規則第33条第1項第4号に「住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当することから、不許可の例外に該当します。この施設とは、店舗、事務所、作業場等その者が生活を営む上で必要な施設全般が該当します。本申請につきましては、6～7年前に造成されていたところだったので、所有者と賃貸で借りる了承が得られたので碎石を敷設し駐車場として利用してしまった旨の始末書が添付されております。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので、現況地目は棒線表記となります。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてコンクリートブロックと柵板を設置したとでございます。そして本案件は、「資材置場等の取扱い」に該当します。そのため、事業計画書の提出を求め、内容を審査しました。申請者は、建設業や太陽光による発電事業並びにその管理及び運営等を営んでおり、もともとあった事務所敷地内の駐車スペースだけでは、従業員用の駐車場が不足してきたため、事務所近隣で従業員用の駐車場を確保する必要性があり、事業遂行上の必要性も認められることから、事務局において恒

久転用に該当すると判断いたしました。

6番、こちらは売買でございます。受人である大阪府中央区で自然エネルギーによる発電事業等を営む株式会社E S - M I R A I 代表取締役 木下公貴さんが、円座町の畑2筆を譲り受けて、太陽光発電施設 設置面計407.04㎡としたいとの申請にございます。申請地は円座町地内 三交バス 円座停留所より西へ190mに位置する第2種農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてフェンスを設置するとのことでございます。そして、本案件は、埋蔵文化財包蔵地内であるため届出等の手続きが必要となる、文化財保護法第93条に基づく案件に該当するものでございます。この場合、県教育委員会からの工事着工許可がないと許可できません。しかしながら、担当部署に確認したところ、令和6年11月20日に発掘届が提出され、令和7年1月16日に県教育委員会から工事着工許可の通知が交付されたとのことでした。

7番、こちらでも売買でございます。受人である志摩市阿児町で不動産業等を営む株式会社上村工務店 代表取締役 上村義一さんが、小俣町相合の畑1筆を譲り受けて、隣接する宅地1筆913.02㎡の内421.39㎡とあわせて一体利用し、建売住宅2棟 建築面積計136.66㎡としたいとの申請にございます。申請地は小俣町相合地内 六軒屋公園より北西へ20mに位置する第3種農地でございます。本申請につきましては、平成29年にブロック塀を設置してしまった旨の始末書が添付されております。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので、現況地目は棒線表記となります。排水は北側既設下水道へ放流し、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

8番、こちらでも売買でございます。受人である松阪市大黒田町で畜産等を営む有限会社谷岡畜産 代表取締役 谷岡由美さんが、小俣町明野の畑2筆を譲り受けて、資料置場1棟 建築面積315.15㎡と通路2箇所と転回スペース及び駐車場計2,478㎡としたいとの申請にございます。そして、提出された事業計画によると、事業拡大に伴い作業効率を上げることと利便性の向上が図れることと、地元住民から、敷地内通路の設置で、公道をなるべく通らずに糞尿等の運搬ができないかと強く要望されており、敷地内移動のための通路設置が急務となってきたとのことでした。申請地は小俣町明野地内 北明野墓地より東へ280mに位置する農用地区域内農地でございます。本申請は農用地区域内農地ですので、転用は原則不可ですが、

	農地法施行令第11条第1項第2号イに「農業用施設用地として用途区分が行われている農地で農業用施設を建築する場合」に該当することから、不許可の例外に該当します。現地調査の結果、遊休農地【226-2】と事前着工【203】と判断されました。よって、始末書の提出を求めたところ、保全管理として除草作業を依頼した業者が、高低差があり作業しづらかったため碎石や鉄板を置いたとのことで、両者の認識相違により着工してしまったとのことでした。よって、【203】の現況地目は棒線表記となります。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでもあります。当該申請地は、令和7年2月14日に伊勢市農業振興地域整備計画の農用地利用計画について用途区分変更の公告がなされたことを担当部署に確認しております。 9番、こちらでも売買でございます。受人である小俣町新村で不動産業を営む株式会社ナカムラ工務店 代表取締役 中村博光さんが、小俣町湯田の畑1筆を譲り受けて、建売住宅2棟 建築面積計170.58㎡とカーポート1棟 24.55㎡としたいとの申請にございます。申請地は小俣町湯田地内JA葬祭虹のホール伊勢より南東へ170mに位置する第2種農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。建ぺい率は26%、排水は合併浄化槽をへて東側既設道路内排水管へ放流し、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでもあります。 議案第3号の説明は、以上でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、改良区の受益地につきましては意見書が添付されております。また、資金面からも転用確実で、転用やむをえないものと判断しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議 長	事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらどうぞ。
出口委員	文化財の案件について、おそらく申請してくる人は埋蔵されているかなんてわからないですよ。どのような形で指導したのですか。あるかないかは農業委員会で判断するのですか。
係 長	そこに文化財の埋蔵があるかないかの判断は、伊勢市では文化振興

		課が担当しています。
出口委員		あるかないかわからないのに、転用申請が出てきたとします。その時に、何もわからずにそのまま許可されてしまうケースはありますか。どこかで指摘されないと文化財があるとわからないですね。
係	長	相手方が何も調べていないとわからないですし、こちらもある程度は把握していますが、すべてを知っているわけではないので。申請する者が、そこに文化財がないかというのを調べたうえで申請してもらうのが本来の形になりますので。今回の2件に関しましては、あらかじめ届出を出していたところですが、来月の申請予定でもこの近くで1件相談があったのですが、そちらはまったく何も知らなかったもので、届出をしてから申請するように指導しました。
山添委員		今回はどうしてわかったのですか。
係	長	申請してくる中で、円座町の案件は文化財があるということで事前に話があって、文化財があるかないかの試掘をしてもよいかという具体的な問い合わせがありました。そのため、県に確認しながら行政が主導して試掘をして、すぐ埋め戻すという形であれば、転用申請の前に確認する行為は問題なしということでやりとりしてましたので、わかっていたところですが。佐八町の案件は局長が地元ということもあり、小学校の裏は埋蔵文化財があるということで、文化振興課に確認したら、そちらは届出が出ていますという状況でした。
議	長	5番についてですが、借主が使わなくなって返す時は農地への復元命令はできるのですか。
係	長	地目変更は許可があれば可能なのですが、雑種地への地目変更後に完了報告が提出されれば農地法上は規制の対象外になります。
議	長	地目が農地のまま放っておいた場合はどうですか。
係	長	地目が農地であれば現況が農地ではなくなっても、次にほかの目的に使う場合は再度農地法の許可が必要になります。

出口委員	20年以上後で非農地証明が出た場合はどうなりますか。農地に戻すことは現実的ではないでしょう。
係長	農地に戻すことは不可能ではないですが非常に困難でしょう。ただ、非農地証明をとるためには20年以上の間、航空写真や公的書類で明らかであると証明できれば可能ですが。
出口委員	農業委員会としての復元命令はあるのですか。
係長	罰則として法律で定められていますが、実際は事例がないという状態です。
議長	ほかにございませんか。 (異議なしの声あり) ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、3号議案を承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なしの声多数あり) 異議なしということでございますので、議案第3号の農地法第5条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。なお、3番につきましては、開発案件でありますので、開発許可日と同日付で許可することを条件とすることで許可することに決定いたしました。 続きまして、議案第4号 非農地証明願についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。
係長	4ページをお願いします。 議案第4号「非農地証明願について」でございます。件数は1件、内訳といたしまして、畑のみ1筆の1,497㎡でございます。詳細について説明させていただきます。

議 長	次ページ（４－１）をご覧ください。 １番、佐八町の畑１筆で現況は山林でございます。こちらは昭和５８年以前に山林化し現在に至るとのことで、樹齢２０年以上の年輪が確認出来る切り株の写真を提出したうえで、非農地証明の願い出があがっております。 議案第４号の説明は、以上でございます。現地調査及び書類審査の結果、非農地証明の要件を満たしておりますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。 事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。 （異議なしの声あり） ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、４号議案を承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 （異議なしの声多数あり） 異議なしということでございますので、議案第４号の非農地証明願については、これを非農地とみなし、証明書を下付することに決定いたしました。 続きまして、議案第５号「伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）」を議題と致します。農林水産課から説明を求めます。 小森 （農林水産課） それでは、議案第５号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）を説明させていただきます。件数１３８件で、田が２４５筆の２９７，１３２㎡、畑が１０筆の１１，５１７㎡、計２５５筆の３０８，６４９㎡でございます。次のページの農地利用集積計画の概要をご覧ください。 内訳といたしまして、 ◇所有権の移転が１件で、田のみ１筆１，３３７㎡。 ◇１年間の利用権（賃貸借権）の設定が１件で、田のみ１筆３，０８４㎡。 ◇３年間の利用権（賃貸借権）の設定が５件で、
------------	---

議 長	田が 6 筆の 7,326 m²、畑が 1 筆の 1,010 m²、計 7 筆の 8,336 m²。 ◇ 3 年間の利用権（使用貸借権）の設定が 2 件で、田のみ 4 筆 1,142 m²。 ◇ 4 年間の利用権（賃貸借権）の設定が 3 件で、田のみ 3 筆 2,122 m²。 ◇ 5 年間の利用権（賃貸借権）の設定が 44 件で、 田が 87 筆の 93,181 m²、畑が 9 筆の 10,507 m²、計 96 筆の 103,688 m²。 ◇ 5 年間の利用権（使用貸借権）の設定が 15 件で、田のみ 20 筆 11,958 m²。 ◇ 10 年間の利用権（賃貸借権）の設定が 33 件で、田のみ 62 筆 85,545 m²。 ◇ 10 年間の利用権（賃貸借権）の移転が 26 件で、田のみ 41 筆 53,036 m²。 ◇ 10 年間の利用権（使用貸借権）の設定が 3 件で、田のみ 6 筆 16,186 m²。 ◇ 10 年間の利用権（使用貸借権）の移転が 2 件で、田のみ 5 筆 15,221 m²。 ◇ 20 年間の利用権（賃貸借権）の設定が 2 件で、田のみ 8 筆 6,386 m²。 ◇ 20 年間の利用権（使用貸借権）の設定が 1 件で、田のみ 1 筆 568 m²。 以上件数は 138 件で、田が 245 筆の 297,132 m²、畑が 10 筆の 11,517 m²、計 255 筆の 308,649 m²でございます。転貸抜きの件数は 110 件で、田 199 筆の 228,835 m²、畑が 10 筆の 11,517 m²、計 209 筆の 240,352 m²でございます。計画の概要、詳細につきましては、次のページ以降をご覧ください。よろしく願いいたします。 農林水産課提案の議案説明が終わりました。この内、24 番は、大西正義委員に関係する分でございます。ひとまず大西委員に御退席いただきまして、この件を審議いたしたいと思ひます。 （大西委員、退席） 本件について何かご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いいたします。 （異議なしの声あり） 異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、本件について承認いたしたいと思ひますが、ご異議ございませんか。 （異議なしの声、多数あり） ご異議なしとのことでございますので、議案第 5 号中の大西委員に
------------	---

関係する分については承認することに決定いたしました。それでは、大西委員にお戻りをいただきたいと思います。

（大西委員着席後、審議再開）

続きまして、63 番～71 番は、中西善夫委員に関係する分でございます。ひとまず中西善夫委員に御退席いただきまして、この件を審議いたしたいと思います。

（中西善夫委員、退席）

本件について何かご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いします。

（異議なしの声あり）

異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、本件について承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なしの声、多数あり）

ご異議なしとのことでございますので、議案第 5 号中の中西善夫委員に関係する分については承認することに決定いたしました。それでは、中西善夫委員にお戻りをいただきたいと思います。

（中西善夫委員着席後、審議再開）

続きまして、97 番～102 番、111 番と 112 番は、奥野隆史委員に関係する分でございます。ひとまず奥野委員に御退席いただきまして、この件を審議いたしたいと思います。

（奥野委員、退席）

本件について何かご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いします。

(異議なしの声あり)

異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、本件について承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

ご異議なしとのことでございますので、議案第5号中の奥野委員に関係する分については承認することに決定いたしました。それでは、奥野委員にお戻りをいただきたいと思います。

それでは、議案第5号のその他の案件について審議に入りたいと思います。何か質問、ご異議がございましたら、どうぞ。

(異議なしの声あり)

異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、本件について承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、5号議案のその他の案件について承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

異議なしとのことでございますので、議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）は、これを承認することに決定をいたしました。

以上をもちまして、本日みなさん方にご審議を頂戴いたします案件は、全て終了いたしました。ありがとうございました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。事務局から報告願います。

係 長	続きまして報告事項でございます。次のページをお願いします。 1. 農用地利用集積計画の中途解約について 6件（説明内容記録省略） 2. 農業用施設用地の転用制限の例外規定届出書について 1件（説明内容記録省略） 3. 農地利用変更届出書について 1件（説明内容記録省略） 報告事項は、以上でございます。よろしくお願いいたします。
議 長	以上が報告事項でございます。報告事項でございますので、特に ご異議がございません限り、ご承認いただきますようお願いいたします。 引き続きまして、「その他」について、事務局ありましたらお願いしま す。
係 長	それでは事務局から2点、連絡させていただきます。 今月の現地調査のお願いでございます。 ・2月26日（水） 南平 博哉 委員、大西 正義 委員 ・2月27日（木） 中山 隆文 委員、濱口 節夫 委員 にそれぞれお願いをさせていただいております。当日9時までに、市 営吹上駐車場へお越しいただきますようお願いいたします。 2点目は、来年度の予定についてです。総会の開催日、署名順及び 現地調査の順番等を配布いたしました。ご確認いただき、不都合な日 程等があれば、お早めに事務局までお知らせください。 連絡は以上でございます。ありがとうございました。
議 長	その他、委員のみなさん方からご意見等ございませんか。 それでは、特にないようでございますので、第230回の総会を 閉じさせていただきます。慎重審議をいただきまして、ありがとうご ざいました。

上記のとおり会議の顛末を記し、ここに署名する。

伊勢市農業委員会 総会

議 長 _____

委 員 _____

委 員 _____